

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県栗原郡金成町

## 2. 構造改革特別区域の名称

のびのび童っ子(わらすっこ)特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

宮城県栗原郡金成町の全域

## 4. 構造改革特別区域の特性

本町は、宮城県の北端、栗原郡の北東部に位置しており、県都仙台市の北約70km、岩手県南端一関市まで17kmの地点にあり、南北12.5km、東西13.5km、総面積78.45km<sup>2</sup>である。

町全体は美しい自然環境に恵まれ、西方30kmの彼方には秀峰栗駒山を望み、そこを源に流れ出る三迫川には、県内有数の穀倉地帯「金成耕土」が形成され、その中心部に位置しており、北東部は丘陵地、中南部は平坦地となっている。

基幹産業は農業であり、金成耕土を擁し良質米産地として稲作主体の農業が盛んであるが、昨今の農業を取り巻く環境は厳しく、就業構造の変化や兼業農家の増加に加え、農業従事者の高齢化や後継者不足が生じている。また、社会構造や産業構造の変化、男女共同参画社会の進展により、女性の就業による共働き世帯の増加、核家族化など、これまでとは家庭の状況が様変わりの様相を呈している。

本町の歴史は、小堤陣場、金成台畑、末野柳沢、梨崎佐野などから出土した土器や石器から、3000余年前の縄文時代から人々が生活していたことが確認されている。また西暦767年に伊治城（築館町城生野）が造営され、これは当地域まで中央政府支配が進んだことを意味している。近世に至っては沢辺、金成、有壁が奥州街道の宿場町として栄え、その面影は国指定史跡の「旧有壁宿本陣」にとどめている。

金成町には金成耕土を直轄地として領有する仙台藩と、片馬合・有壁を西磐井郡に編入して領有した仙台藩支藩である一関藩の2つが存在した。明治4年には水沢県庁金成取扱所が置かれ、明治8年に磐井県下、明治9年には栗原郡の編入によって宮城県下となり、明治22年4月、市町村施行に伴って萩野村、金成村、沢辺村、津久毛村が新自治体として発足、昭和30年1月「町村合併促進法」に基づき4村が合併し、金成町が誕生し現在に至っている。

本町は、県の北端に位置する地理的条件から、町北部地域を中心に昔から進学、就職、結婚等で岩手県南との人的交流がなされてきた。また、高度経済成長によるモータリゼーションの発達と東北縦貫自動車道、東北新幹線の開通により社会経済圏域が拡大し、物的流通の飛躍的増加と高速交通体系が確立された。しかし、一方では人的交流の拡大による過疎化が進み、その対策が地域の大きな課題となっている。

これを人口で見ると、本町の人口は、8,191人（平成16年11月1日現在）であり、昭和30年以降、高度経済成長とともに人口流出が続き、現在も減少傾向であり、65歳以上の高齢者人口は、2,464人（30.1%）で増加傾向を示し、生産人口（15～64歳）4,762人（58.1%）が減少傾向を示している。特

に年少人口（0～14歳）は、平成12年国政調査時1,224人（14.7%）から965人（11.8%）と急激な減少傾向が顕著に現れている。出生数については、平成8年を境に急激に落ち込み、その後微減で推移しており、少子高齢化が進行しており、幼児同士が地域でふれあう機会が減少し社会性を育むうえで課題が生じてきている。（下表参照）

出生数の推移（各年度ごと出生数）

年 度	人 数	年 度	人 数	年 度	人 数	年 度	人 数
平成4年	73	平成7年	73	平成10年	54	平成13年	53
平成5年	59	平成8年	56	平成11年	60	平成14年	56
平成6年	82	平成9年	67	平成12年	68	平成15年	51

本町では、就学前一年保育の幼稚園と、1歳半児以上を対象に保育所を町内3か所設置し、幼児教育及び保育に取り組んできてはいたが、幼稚園の複数年保育の実施、保育所においても1歳未満児の受け入れなどのニーズが高まりを見せ、できるだけ早い時期から子供同士のふれあう機会を確立してほしいという、保護者の要求がますます大きくなってきている。さらには、幼稚園舎が建築後30年を経過、保育所も小規模（2歳児以上対象の30人定員）施設で、建築後28年から22年を経過し、施設の老朽化が進んでおり、建て替え・改築の必要性が高まっている。また、住民の多様なニーズに応えていくためには、施設・設備の充実も踏まえて検討しなければならない状況下にあった。

このような状況を踏まえ、平成15年に「金成町幼児教育推進委員会」を設置し、就学前乳幼児が「地域の宝として」全ての町民から期待を受け、「地域の子どもの育ちを保障し、ともに生きる社会を築く」ことを基本理念に、幼稚園・保育所の建て替えも考慮して、幅広い幼児教育・保育の実施による「地域の価値づくり」につなげていくことを目指して、各層の委員から、様々な角度・視点での検討をいただき、『期待される幼児教育と子育て支援の充実を目指して【施設設備と運営の具体的施策】』として、今後の方針を策定してきたところである。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

本町では、町立幼稚園で就学前の一年保育と町立保育所（町内3ヶ所）で1歳半児以上児の教育・保育に取り組んでいるが、急速に少子化が進み、地域において幼児同士がともに活動する機会が減り、加えて兄弟も少なく、幼児期に必要な集団での生活及び社会性や自主性を涵養することが困難となり、幼児の健全な育成に支障をきたす状況になってきている。さらに親たちは、子どもを複数人、産み育てたいという思いがあっても、子育てと仕事の両立や、子育てに対する精神的・経済的な負担感などから、理想を実現できない状況にある。

幼稚園における3年保育の実施と保育所における1歳未満児の保育実施を基本として、地域課題、保護者の課題を打開していくことを目指して策定された『期待される幼児教育と子育て支援の充実を目指して【施設設備と運営の具体的施策】』の理念を実現していくことが求められている。

また、老朽化した幼稚園と保育所の建て替えも「子どもたちの育ちの保障」に重点を置き、現在の就学前一年保育の幼稚園を3歳児から5歳児までの3年保育を実現し、

かつ、保護者の就労状況等の家庭環境の違いから、保育に欠ける欠けないといった親の都合での保育所・幼稚園入園（入所）にとらわれることなく、3歳児から5歳児までの同年齢の幼児を同じ保育室で合同保育を実現することにより、幼稚園児、保育所児が分け隔てなく平等・公平に保育を受けることができることを目指します。

一方、保育所においても、現在の1歳6ヶ月児からの保育事業を女性の就業機会の拡大、子育ての負担感解消を目指し、1歳未満児も受け入れられるように機能的にも整備し、現在、文部科学省及び厚生労働省で検討されている「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」への移行も視野に入れた、幼保一元化した幼保合築施設（以下「幼児教育センター」という。）の建設にむけて着手したところである。なお、「幼児教育センター」のオープンは、平成18年4月を予定している。

さらに、「幼児教育センター」における、年齢に応じた合同保育のカリキュラム作成や幼稚園教諭と保育士の交流、合同研修会など幼保一元化に向けた体制を確立することができ、幼稚園の複数年保育の実施、保育所においても1歳未満児の受け入れなどのニーズが高まりを見せ、できるだけ早い時期から子ども同士のふれあう機会を確立してほしいという、保護者の要求に応えることができる。

以上のことにより、3歳児から5歳児までの幼児には、同年齢の幼児が同じ場所で幼稚園の教育的要素及び保育所の養護的要素を取り入れた幼児に必要な教育（保育）が全ての幼児に平等に与えられ、就学前教育（保育）環境の質的向上が図られるとともに幼児がより多くの子どもたちと長時間にわたりふれ合うことによって、集団生活の実現及び自主性や社会性が涵養される。また保護者にとっては、5歳児の1年保育の幼稚園から幼稚園、保育所の選択の幅が広がることによって安心して利用しやすい環境となる。

このように幼保合同活動特区の導入は『期待される幼児教育と子育て支援の充実を目指して【施設設備と運営の具体的施策】』で掲げた、就学前乳幼児が「地域の宝として」全ての町民から期待を受け、「地域の子どもたちの育ちを保障し、ともに生きる社会を築く」という基本理念の実現に不可欠である。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

『期待される幼児教育と子育て支援の充実を目指して【施設設備と運営の具体的施策】』において「幼児教育センター」は、幼稚園と保育所、そして子育て相談や学習・情報の収集・提供などの機能を持つ子育て支援センターが一体化した、幼児教育・子育て支援の施設となる。

この施設は、0歳児から2歳児は保育所として乳幼児を受け入れ、3歳児から5歳児については、幼稚園と保育所の分け隔てなく合同活動ができるような保育室などの機能を設定し、同一のカリキュラムでより質の高い幼児教育の提供を目指している。同じ地域の幼児でありながら、これまで保護者の家庭環境により、異なった活動を行ってきたが、特区の導入により、この時期に最も必要な集団における社会性や創造性を育み、幼児の健全な育成を図ることができる。

この施設のオープンは、平成18年4月を予定しているが、その以前から特区認定を受け、幼稚園・保育所における幼稚園教育要領と保育所保育指針を年齢に応じたカリキュラムに再編したり、幼稚園教諭と保育士の交流や協働による意識改革や資質の向上、行事等の統一化、保護者会との協議、施設の運営管理に至るまでの調整を行わなければならない。

このように、特区の導入が『期待される幼児教育と子育て支援の充実を目指して【施

設設備と運営の具体的施策】』の掲げた「幼児教育センター」の運営管理に不可欠であるとともに、基本理念である、就学前乳幼児が「地域の宝として」全ての町民から期待を受け、「地域の子どもたちの育ちを保障し、ともに生きる社会を築く」の実現を目標に取り組むものである。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

### 保育サービスの充実

本町における現在の取り組みは、幼稚園において預かり保育（降園後から午後5時30分まで、長期休業中の午前8時から午後5時30分まで）を保育所の保育時間を午前7時30分から午後6時までとしているが、『期待される幼児教育と子育て支援の充実を目指して【施設設備と運営の具体的施策】』の取りまとめの際に金成町幼児教育推進委員会が実施した、アンケート調査（平成13年9月22日現在で対象260世帯）の結果から幼稚園においても早朝（午前7時）からの受け入れや、保護者の勤務の関係で預かり保育や延長保育の時間延長（午後7時程度）を望んでいることが改めて明らかになった。

これらの実現を施設整備と一体で実施することにより、施設の運営管理コストの軽減、スタッフの人件費の軽減につなげることができる。

### 仕事と子育ての両立のための環境整備

前段のアンケート調査で明らかにされた安心して働き続けるためにも、0歳児からの保育要望が多数寄せられた。また、家族の病気入院や冠婚葬祭時などの際に一時保育の受け入れの要望も高かった。これらの要望に添う取り組みは現在本町では行われておらず、実現しようにも施設の問題が有り実現不可能な状態となっている。

施設整備を契機にこれらの要望を実現し、保護者の仕事と子育ての両立として、安心して子育てのできる地域づくり、子育てしながら働き続けることのできる環境整備の実現が可能になってくる。

### 少子化対策

これもアンケート調査で明らかになった点であるが、本町の幼児教育・保育、子育て支援については、明らかに他の自治体と比較しても遅れていると認めざるを得ない。現在計画をしている、施設整備とその運営を期待して、これが実現すればもっと子供を産み育てたいという意見も寄せられている。

施設整備と特区認定のもとに、少子化傾向の解消に向けて大きな起爆剤となる可能性が広がってくる。

### 地域ニーズの実現

今回の認定申請は、施設のオープン前で実質施設における合同活動には1年という時間を要するが、現在幼稚園の1年保育を3年保育に、保育所の低年齢児の受け入れを新たな取り組みとして進め、多様な幼児教育・保育ニーズに応える改革実現に向けて、様々な調整が必要となってくる。また、目指そうとする幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿った新たなカリキュラムの作成をはじめ、これまで実施している子育て支援策との連携や調整、幼稚園と保育所の合同保育の試行等、施設のオープン前に可能な限り課題や問題点を解決し、最も「子どもたち」が日常活動をしやすく、健全な育成が図られるような施策や施設の建設に反映していこうとするものである。

### 職員の資質向上

合同保育を前提に、幼稚園教諭・保育士が主体となって互いに協調し合いながら協議を進め、合同保育の試行の実施などにより、結果として職員の資質の向上が図られ

てくる。また今回の計画の実現により、幼稚園教諭と比較すると研修機会の少ない保育士にも積極的に研修に参加できる環境が整備でき、今後も時期や社会環境の変化に応じた職員の資質を維持することが可能になっていく。

## 8. 特定事業の名称

- ・幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（807）
- ・保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（914）

## 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 金成町幼児教育推進委員会（単独事業）

平成10年頃からの本町の幼稚園保育所一体化の検討が始まり、これまでの間に幼稚園・保育所の職員を中心とした「幼児教育検討委員会」によって平成14年3月幼保一元化の方向を打ち出してきた。平成15年度において、就学前の乳幼児が心身ともに健やかな成長ができるよう、生活・福祉と教育環境の整備、地域の子育て基盤の形成を目指し、幼児教育の各種施策の推進を図ることを目的に設置し、学識経験者、未就学児を持つ保護者などの地域代表、教育機関、行政機関から選出された委員20名で構成し、現状と課題の認識を深め、期待される幼児教育と子育て支援の具体的施策、施設整備などの幅広い視点で検討をして頂き、最終的には『期待される幼児教育と子育て支援の充実を目指して【施設設備と運営の具体的施策】』として報告書を取りまとめ、教育委員会の審議を経て町長に対して「本町の幼児教育の将来構想」として建議し、町長もこの建議を最大限に尊重しその具体化を図ることとしてきている。

### (2) 「(仮称)金成町幼児教育センター」開設（補助事業）

平成17年度文部科学省及び厚生労働省の補助事業として、「幼児教育センター」を特別区域内（金成町全域）における就学前教育と地域の子育て支援や、幼稚園児及び保育所児の合同活動事業などを行う施設として整備する予定である。平成18年4月から施設を開設し、幼稚園教諭と保育士資格の両方を持った職員の配置をはじめ、保健師、看護師、栄養士、子育て指導員などを配置しながら、幼稚園児、保育所児、家庭において子育てしている全ての就学前の子どもを最大限に尊重した、幼児教育・保育を行いながら、育児不安に対する相談や指導子育てサークルの育成なども総合的に実施していくものである。なお、平成16年度において「幼児教育センター」の用地取得、造成工事、施設整備の実施設設計（いずれも単独事業）を実施している。

### (3) 幼稚園における給食事業

金成町幼児教育推進委員会の報告書『期待される幼児教育と子育て支援の充実を目指して【施設設備と運営の具体的施策】』のアンケートの際に幼稚園においても給食の実施を求める意見が多数寄せられており、現在計画している保育所を含む施設において給食調理施設の整備も一体として図ることから、これを契機に幼稚園においても、給食の提供を実施し、園庭に設置予定の「畑」を活用した「食育教育」と有機的に結びつけた活動につなげていく。

### (4) 園児送迎体制整備事業（通園バスの運行）

現在金成幼稚園では、通園バス2台で園児の送迎を行っているが、今回予定している施設整備と同時に実施する3年保育に伴い、通園バスの利用を希望する園児に対応するため、平成18年度に通園バス1台を増強し、3台での送迎を行い、期待される

幼児教育を実現していく。

( 5 ) 幼稚園授業料と保育所保育料の整合化事業

幼児教育・保育カリキュラムの一元化により、充実したサービスを提供することは、幼稚園・保育所ともに共通であるが、保育所は国が示す「保育所徴収金基準額表」を基礎に算定されているが、幼稚園は明確な基準がなくそれぞれの自治体の裁量に任されている現状であり、保育料を基準として幼稚園授業料をそれぞれの利用形態に合わせて授業料等の設定を行い、保育料・授業料等の保護者の負担均衡を図っていきます。

( 6 ) ( 仮称 ) 金成保育園萩野分園の整備事業 ( 補助事業 )

金成町幼児教育推進委員会の報告書『期待される幼児教育と子育て支援の充実を目指して【施設設備と運営の具体的施策】』では、「幼児教育センター」としての機能的一体性を確保しながら、0歳児～2歳児の送迎時間、保護者の通勤上の利便性、JR有壁駅付近に計画している宅地造成事業・町営住宅の建設などの要因を考慮し、町北部地区に保育園機能を有する施設整備が一体であるとして報告している。現在の萩野保育所(木造)は、建築後25年を経過し老朽化しており、機能的にも計画している保育ニーズに対応できないため、施設整備(平成19年建築計画を予定)をしていく。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号： 807

名称： 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

(仮称)金成町幼児教育センター

施設の設置主体：金成町

施設の規模：床面積 1,931.40㎡(木造一部鉄骨造平屋建て)

施設の所在地：宮城県栗原郡金成町沢辺字町沖地内

### 3 当該規制の特例措置の摘要の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主 体 金成町

区 域 金成町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要 構造改革特別区域計画の認定後、幼稚園と保育所を合築し、その施設において幼稚園児と保育所児の合同保育ができるように保育室の整備をはじめ、幼稚園教諭と保育士の交流や年齢に応じたカリキュラムの作成を行う。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本町においては、少子化による子どもの数の減少に伴い、子ども同士が他の同世代の子どもとふれあう機会が少なくなり、子どもの豊かな人間形成や社会性を涵養するうえで課題となっている。そのため、平成15年に金成町幼児教育推進委員会を設置し『期待される幼児教育と子育て支援の充実を目指して【施設設備と運営の具体的施策】』をとりまとめた。これを具体化するため、幼稚園と保育所、そして子育て相談や学習・情報の収集・提供などの機能を持つ子育て支援センターが一体化した、幼児教育・子育て支援の総合施設「(仮称)金成町幼児教育センター」の建設に着手し、平成18年4月にオープンする予定である。この施設は、0歳児から5歳児までの乳幼児を受け入れるが、3歳児から5歳児の幼児については、保護者の就労状況等の家庭環境の違いから、保育に欠ける欠けないといった親の都合での幼稚園・保育所入園(入所)にとらわれることなく、同年齢の幼児が合同で活動を行い、集団生活による社会性や創造性を育み、幼児の健全な育成を支援するものである。

【特例措置摘要の要件】は別紙のとおりです。

## 別紙

- 1 特定事業の名称  
番号： 914  
名称： 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
  
- 2 当該規制の特例措置を受けようとする者  
(仮称)金成町幼児教育センター  
施設の設置主体：金成町  
施設の規模：床面積 1,931.40㎡(木造一部鉄骨造平屋建て)  
施設の所在地：宮城県栗原郡金成町沢辺字町沖地内
  
- 3 当該規制の特例措置の摘要の開始の日  
構造改革特別区域計画の認定を受けた日
  
- 4 特定事業の内容  
主 体 金成町  
区 域 金成町全域  
実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から  
概 要 構造改革特別区域計画の認定後、幼稚園と保育所を合築し、その施設において幼稚園児と保育所児の合同保育ができるように保育室の整備をはじめ、幼稚園教諭と保育士の交流や年齢に応じたカリキュラムの作成を行う。
  
- 5 当該規制の特例措置の内容  
本町においては、少子化による子どもの数の減少に伴い、子ども同士が他の同世代の子どもとふれあう機会が少なくなり、子どもの豊かな人間形成や社会性を涵養するうえで課題となっている。そのため、平成15年に金成町幼児教育推進委員会を設置し『期待される幼児教育と子育て支援の充実を目指して【施設設備と運営の具体的施策】』をとりまとめた。これを具体化するため、幼稚園と保育所、そして子育て相談や学習・情報の収集・提供などの機能を持つ子育て支援センターが一体化した、幼児教育・子育て支援の総合施設「(仮称)金成町幼児教育センター」の建設に着手し、平成18年4月にオープンする予定である。この施設は、0歳児から5歳児までの乳幼児を受け入れるが、3歳児から5歳児の幼児については、保護者の就労状況等の家庭環境の違いから、保育に欠ける欠けないといった親の都合での幼稚園・保育所入園(入所)にとらわれることなく、同年齢の幼児が合同で活動を行い、集団生活による社会性や創造性を育み、幼児の健全な育成を支援するものである。

【特例措置摘要の要件】は別紙のとおりです。



【特例措置摘要の要件】

- 1 幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（面積・職員配置）を満たしていること。

(1) 面積

ア．保育室面積（保育園）

	定員	入所予定人員 (実施人数)	学級数	保有面積：児童福祉施設最低基準
3歳児	20人	20人	1	58.32㎡ 39.00㎡(1.98×20)
4歳児	25人	25人	1	58.32㎡ 49.50㎡(1.98×25)
5歳児	30人	30人	1	61.96㎡ 59.40㎡(1.98×30)
合計	75人	75人	3	

イ．園舎の面積（幼稚園）

	定員	入園予定人員 (実施人数)	学級数	保有面積：幼稚園設置基準
3歳児	20人	20人	1	499.29㎡ 420.00㎡ (320 + 100 × (学級数 - 2))
4歳児	25人	25人	1	
5歳児	30人	30人	1	
合計	75人	75人	3	

入所(園)予定人員は、H18.4.1現在の見込み。

ウ．園庭の面積（幼稚園）

	定員	入園予定人員 (実施人数)	学級数	保有面積：幼稚園設置基準
3歳児	20人	20人	1	497.35㎡ 400.00㎡ (400 + 80 × (学級数 - 3)) 保有面積の計算 1,924㎡ × 25.85%(幼稚園按分率)
4歳児	25人	25人	1	
5歳児	30人	30人	1	
合計	75人	75人	3	

(2) 職員配置数

	定員	入園予定人員 (実施人数)	職員配置	児童福祉施設 最低基準	幼稚園設置基準
3歳児	40人	40人	2人	20人に1人	35人に1人
4歳児	50人	50人	2人	30人に1人	35人に1人
5歳児	60人	60人	2人	30人に1人	35人に1人
合計	150人	150人	6人		

2 合同活動を実施する施設

計画している（仮称）金成町幼児教育センターは「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針（平成10年）」に基づいて建設する。

3 職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。

本町では、保育園及び幼稚園職員の採用にあたり、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有していることを要件としている。また、構造改革特別区域計画の認定を受け、幼保合同活動（合同保育）を開始する平成18年4月1日付けで、「（仮称）金成町幼児教育センター（幼稚園・保育園の合築）」に勤務する職員に対し、幼保職員の併任辞令を発令する。

4 保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること。

本町における「幼保一元化」構想実現に向けた取り組みは、平成10年度から「全ての子どもに等しく教育を」の実現を目標として検討を重ね、幼保職員の相互に保育に対する共通理解を深めつつ、平成16年度からは幼保職員交換保育を実施しているほか、平成13年度からは幼稚園児・保育所児の交流事業や合同避難訓練の実施などを開催しながら、構想実現に向けて取り組んできた。

また、昨年度設置した金成町幼児教育推進委員会において、保育所保育指針と幼稚園教育要領を踏まえ、幼保合同活動（合同保育）のためのカリキュラムづくりの検討に着手し、3歳児から5歳児の合同活動については、午前を幼稚園教育要領に基づく活動と、午後を保育所保育指針に基づく活動とし、基本的デイリープログラムは下表のとおりとする。

幼 児 部 (3~5歳児)			保育部(0~3歳児)
7:30	開園(保護者送迎)	開園(保護者送迎)	7:30 開園(保護者送迎)
	早朝保育	早朝保育	早朝保育
9:00	登園(バス)	登園(バス)	8:30
短時部 教育(主体的・総合的な活動) 給 食			保 育 (総合的な活動) 給 食
13:00	降園準備	午 睡	午 睡
13:30	降園(バス)	長時部 保育	保 育 (おやつ・自由な遊びなど)
		長時部 保育 (おやつ・自由な遊びなど)	
16:00	降園準備		
16:30	降園(バス)		16:30
		延長保育	延長保育
18:30		閉園(保護者送迎)	18:30 閉園(保護者送迎)

具体的な活動については、これまでの交流活動や平成17年度に計画している幼保合同活動試行を経て具体的にカリキュラム編成し、合同活動を実践していくものである。

合同活動の内容（具体的な活動の検討内容）

- ・3年保育の実現で日常的に異年齢児の活動が可能になり、町内全体から「子どもたちが集う広場」を実感できる活動
- ・隣接する「わんぱく広場」「ゆうゆうグラウンド」のつながりから、子育て中の保護者と交流を持つ地域との交流活動や小学校との連携した連続した営みとなる活動
- ・子どもたちの生活習慣を身につける活動や食育を担い、次世代育成を目指した活動
- ・遊びや自然体験（畑づくり・草花の世話）を通して、異年齢児との交流やその中から思いやりを育てる活動
- ・畑の収穫物を給食に活かすなど「楽しい食事」を通じた食育活動

こうした日常的な合同活動の実施で「幼保一元化」が図られ、幼児期にふさわしい道徳性、自我の形成に関わる生活体験や社会生活上のルール、子どもたちの生きる力と豊かな情操が育まれると考える。

## 5 共用する保育室の管理

3歳児・4歳児・5歳児の活動については、幼児園児・保育園児を分断しないで、同年齢での合同活動（幼保混合で各年齢児ごと2クラス編成）を目指しているが、幼稚園と保育園の基本財産は変更しないで管理していく。